令和８年（フ）第２８３５号
大阪市天王寺区寺田町２丁目１番22号
破産者　株式会社昇武
１　破産債権の届出期間　令和８年10月19日まで
２　一般調査期日　令和８年11月19日午後２時40分
令和８年９月17日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２４８号
兵庫県姫路市北夢前台１丁目71番地、従前の住所兵庫県姫路市書写879番地55
破産者　森井真一郎
１　破産債権の届出期間　令和８年10月22日まで
２　一般調査期日　令和８年12月17日午前10時50分
令和８年９月17日　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１２１号
静岡市駿河区中野新田299番地の13
破産者　秋山　　薫
１　破産債権の届出期間　令和８年10月30日まで
２　一般調査期日　令和８年12月８日午前10時
令和８年９月11日
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２３号
京都府舞鶴市倉梯町16番地７
破産者　奥田　智則
１　破産債権の届出期間　令和８年10月30日まで
２　一般調査期日　令和８年12月18日午前10時30分
令和８年９月18日
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和８年（フ）第４４０号
大阪府大阪狭山市東茱萸木１丁目532番地の１（107号）
破産者　信野かれん
１　破産債権の届出期間　令和８年10月30日まで
２　一般調査期日　令和８年12月15日午前10時30分
令和８年９月17日
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第１０３号
佐賀県伊万里市二里町大里乙3617番地１、前本店佐賀県伊万里市二里町大里乙3617番地５
破産者　山口印刷株式会社
１　破産債権の届出期間　令和８年10月30日まで
２　一般調査期日　令和８年12月23日午前11時
令和８年９月18日　佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第３６号
佐賀県西松浦郡有田町大木宿乙592番地
破産者　福田美登志
１　破産債権の届出期間　令和８年10月30日まで
２　一般調査期日　令和８年12月16日午前10時30分
令和８年９月18日　佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第１８号
群馬県太田市藤久良町79番地８、住民票上の住所群馬県太田市由良町875番地11
破産者　内田　親孝
１　破産債権の届出期間　令和８年11月12日まで
２　一般調査期日　令和８年12月22日午後３時
令和８年９月17日　前橋地方裁判所太田支部

破産債権の届出期間及び一般調査期間

令和８年（フ）第２４７号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄1980番地８　ロイヤルガーデン202号、前住所宮崎県東諸県郡国富町大字本庄10227番地
破産者　日髙　　大
１　破産債権の届出期間　令和８年10月19日まで
２　一般調査期間　令和８年11月27日から令和８年12月４日まで
令和８年９月18日　　宮崎地方裁判所破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和８年（フ）第２１０号
宮崎県東諸県郡綾町大字北俣79番地１　郷鳴町営住宅６―206
破産者　株式会社ベジライフ
異議申述期間　令和８年10月30日まで
令和８年９月18日　　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第６８号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山2308番地40　プリンハウスＣ棟
破産者　大薗万貴子
異議申述期間　令和８年10月30日まで
令和８年９月18日　宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第７９号
宮崎県日向市伊勢ケ浜45番地
破産者　有限会社善進
異議申述期間　令和８年10月30日まで
令和８年９月18日　宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第８０号
宮崎県東臼杵郡門川町西栄町２丁目４番３号　千里コーポＡ―102号、前住所宮崎県東臼杵郡門川町上町１丁目36番地
破産者　梶田　泰嗣
異議申述期間　令和８年10月30日まで
令和８年９月18日　宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第２０５号
千葉県印西市原４丁目１番地１棟302号
破産者　岩城　圭介
異議申述期間　令和８年11月11日まで
令和８年９月16日　千葉地方裁判所佐倉支部

特別清算終結

令和8年（ヒ）第3017号
大阪府東大阪市末広町１０番１６号
清算株式会社　株式会社徳運送店
１　決定年月日　令和8年9月11日
２　主文　　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ヒ）第２０１７号
東京都文京区音羽１丁目２番３号
清算株式会社　株式会社キングインターナショナル
１　決定年月日　令和８年９月１１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第１号
愛媛県松山市西垣生町1184番地６
清算株式会社　株式会社ファミリーケア
代表清算人　西原　温子
１　決定年月日　令和８年９月14日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
松山地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第１０１２号
愛知県知多郡武豊町字鹿ノ子田１丁目１５０番地
清算株式会社　　株式会社おさかな工房
代表清算人　　鶴崎雄二
１　決定年月日　令和８年９月９日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、本協定認可確定後１月以内に、協定債権者である愛知県信用保証協会に対し、弁済原資である金59,906円を支払う。
２　前項に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は清算会社の負担とする。
３　清算株式会社は、前２項に定める弁済を実施した時に、協定債権者が清算会社に対して有するその余の債権全額の免除を受ける。
４　前項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は直ちにこれを換価して、協定債権者に対し、必要な費用を控除した残額を、その債権額に応じて按分して支払う。この場合、協定債権者が前項の弁済の後にした残債権の免除は、新たにされた弁済の限度で撤回されたものとする。
５　公租公課、特別清算手続に必要な費用等は随時これを支払う。
以上
名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

令和７年（再イ）第１１３号
仙台市宮城野区岩切分台１丁目２番地の１　グローリオ岩切604
再生債務者　早坂　好弘
１　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月15日まで
４　一般異議申述期間　令和８年10月29日から令和８年11月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第８８号
宮城県名取市ゆりが丘四丁目10番地の14
再生債務者　安倍　央悦
１　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月15日まで
４　一般異議申述期間　令和８年10月29日から令和８年11月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部